

電帳法H31改正でさらに広がる 電子保存

JIIMA広報委員会 委員 ^{きくち こう} 菊池 幸



2018年12月21日に閣議決定された「平成31年度税制改正大綱」。H27・28年度改正に引き続き、国税関係書類の電子化に今年もさらなる緩和が期待できそうだ。JIIMAはこの発表を受け、大綱で示された緩和内容を解説するセミナーを2月27日に実施した。

要件緩和のポイントを電子帳簿保存法に詳しいSKJ総合税理士事務所の龍真一郎氏が、また改正で優遇されるJIIMA認証制度について甲斐荘博司専務理事が解説した。これら大綱で示されたポイントと、付随して緩和されると思われる2つの予測を紹介したい。

なお、改正内容の詳細については、龍税理士が本誌19Pで詳しく解説しているので参照いただきたい。

平成31年度税制改正大綱(抜粋)

平成30年12月21日 閣議決定

5 その他(国税)

(5) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度及びスキャナ保存制度について、次の見直しを行うこととする。

① 新たに業務を開始した個人の承認申請について、業務を開始した日から2月以内に提出することができることとする。

② 承認申請手続等について、運用上、次の対応を行う。

イ ソフトウェアの要件適合性の確認業務を行う公益社団法人による確認を受けたソフトウェアを利用する者が行う承認申請書の提出手続の簡素化を行う。

ロ 受託開発されるシステム等を利用する者が要件適合性を事前に国税当局に確認できる体制を構築する等の対応を行う。

③ スキャナ保存の承認を受けている者は、その承認以前に作成又は受領をした契約書・領収書等の重要書類(過去に本措置に係る届出書を提出した重要書類と同一の種類のものを除く。)について、所轄税務署長等への届出書の提出等の一定の要件の下、スキャナ保存を行うことができることとする。

(注) 上記①及び②イの改正は平成31年9月30日以降に行う承認申請について、上記③の改正は同日以降に提出する届出書に係る重要書類について、それぞれ適用する。



電子帳簿保存法に係る要件緩和について

SKJ総合税理士事務所 龍 真一郎 氏

龍税理士はH31年度税制改正大綱で示された今改正の要点は次の4項目であると述べた。

1. 新規個人事業者の申請期限の緩和
2. 電帳法申請の簡素化
3. 電帳法申請に係る相談窓口の充実化
4. 過年度分の重要な書類(領収書及び請求書等)の電子化容認

1. 新規個人事業者の申請期限の緩和

従来、新たに事業を開始する個人事業者は新設法人とは異なり、「備付を開始する日の3月前までに承認申請書を提出しなければならない」とどまっていた。今回の改正では、業務を開始した日から2月以内に提出できるよう変更されることである。これは電子帳簿保存法適用申請を行い、電子データで帳簿を保存している場合に65万円の青色申告特別控除が受けられるようになるといった昨年の税制改正に伴って改正された内容だと考えられることである。これにより、電子

帳簿保存法の申請が進み個人事業者においても、電子データで帳簿を保存することが促進されるとのことだ。

2. 電帳法申請の簡素化

これはユーザーが電子帳簿保存法の申請を行う際、日本書情報マネジメント協会（JIIMA）の認証を受けたソフトウェアを利用して電子保存を行うのであれば、承認申請書の手続きを簡素化できるというものである。JIIMA認証制度は、そのソフトウェアが電帳法に適用しているかを審査し認証する制度であるから、それを利用することはすでにソフト利用範囲の要件部分を充足しているとみなされ、その明記や疎明資料の添付が省略されるというもの。申請を行うユーザーとソフトウェアを提供するベンダー、両者にメリットとなる改正である。しかし、あくまでも保存要件のうちソフトウェア単体において充足できる部分のみに限定されるため、JIIMA認証された自社の製品を導入さえすれば電帳法対応ができるなどユーザーの誤解を招くことがないように開発ベンダーは配慮することが必要だと論じた。

3. 電帳法申請に係る相談窓口の充実化

自ら構築し使用する自己開発ソフトウェアについては、JIIMAの認証を受ける可能性は低いことから、簡易承認申請はできないものの、これを補完するために国税局等にて当該システムが電帳法上の体系的な要件を充足しているか否かについて確認する体制を整えるというものである。

4. 過年度分の重要な書類（領収書及び請求書等）の電子化容認

一般書類が過去に遡ってスキャナ保存できるのに対し、重要書類は申請による保存を開始した日以降に発生する書類しかスキャナによる電子化保存ができなかった。今回の改正では、これら重要書類を紙書面で保存していた事業者は、過年度分の書類を電子化して保存することが可能となるとのことだ。

ただし届出書を提出した時点以前の同一の重要書類について「一回限り」遡ってスキャナ保存できるということに注意が必要だ。またこれには正当性を確保するための要件が別途提示される可能性があるだろうと加えた。

予測される追加緩和

上記は税制改正大綱で謳われていた部分の解説だが、龍税理士は、経済産業省発行の「平成31年度（2019年度）経済産業関係 税制改正について」をみると、今回の改正に合わせて現在の要件に柔軟な解釈が加わるのではと二つの予測を披露した。

一つ目の予測は、「スキャナ入力期限の緩和」である。現在の要件では、国税関係書類の作成または受領後「3日以内」と定められ、休日でも処理を行う必要があったが、これを受領後、「3営業日以内」と緩和されるだろうということだ。

二つ目は、「定期検査周期の緩和」である。これは事務処理要件となっている「1年」で全事業所（部署）を定期検査しなければならないというものから、「数年周期」でよいと変化させるもの。企業の会計監査の周期等に合わせた運用ができそうである。

JIIMA電帳法ソフト法的要件認証制度

続いて、電帳法の要件を満たす当協会のソフト認証制度について、甲斐荘専務理事が説明を行った。

JIIMA認証を受けたソフトウェア利用で手続きが簡素化

JIIMAでは製品認証制度を立ち上げ、これまで光ディスク等の認証を行ってきた。これに2016年から電帳法対応のスキャナ保存ソフトの認証を開始し、昨年12月からは電子帳簿ソフトの認証を加え、電帳法改正に適合したソフトウェア製品で正しく電子保存ができるよう普及啓発をしている。

JIIMA 甲斐荘 博司 専務理事

今回の税制改正で、「ソフトウェアの要件適合性の確認業務を行う公益社団法人による確認を受けたソフトウェアを利用する者が行う承認申請書の提出手続の簡素化を行う」ことが決まったのはこうした認証制度の実績が政府に認められたことによるものだと考えられる。

スキャナ保存ソフトは現在20製品が認証済み、電子帳簿ソフトは制度が始まったばかりのため認証済みの製品はないが現在審査中で、3月末までに3製品ほどが認証される予定だ（2月27日講演日現在）。



認証基準や審査方法

審査は、電子帳簿保存法の保存要件を満たすための機能を有しているかを、認証審査機能リストに基づき、製品マニュアルで審査するもので、製品の動作確認、品質保証は行わない。製品マニュアルの審査は公正な立場の外部の評価機関が行ない、この機関の評価を受けて外部有識者で構成されるJIIMA認証審査委員会が認証する。

スキャナ保存ソフト認証は、電帳法改正があったH27年度改正に適合した認証、H28年度改正に適合した認証の2種がある。また電子帳簿ソフトは、作成・保存と保存の2タイプがある。スキャナ保存ソフト認証、電子帳簿ソフト認証それぞれ有効期限があり、この有効期限内であっても法改正が行われ、認証基準が変わるときは、更新審査を受ける必要がある。

また製品マニュアルで審査されるため、保存要件に係わる部分のマニュアルが改訂されるときは、再審査となることにも注意が必要だ。



スキャナ保存ソフト
(平成28年度改正基準)



電子帳簿ソフト
(パターン1、パターン2)

認証されると認証書の交付、JIIMA認証のロゴ使用が認められるほか、JIIMAホームページに掲載される。また国税庁へもJIIMAを通して通知される。

甲斐荘専務は、ソフトウェアで果たせる機能はこの認証制度で担保できるため、開発ベンダーはぜひこの制度を活用して、正しい電子保存をユーザーに広めてもらいたいと締めくくった。

認証制度に関する詳細はJIIMAホームページ「JIIMA認証」で。

IM誌 隔月刊行へ変更のお知らせ

長らく月刊誌として発行してまいりました月刊IMですが、誌面の充実と会員の皆様の希望に沿った雑誌作りを目指すため、2019年6月号（5/24発行）をもちまして、刊行形態を隔月化とさせていただくことになりました。2019年7・8月号以降、偶数月の25日が発行日となります。

IM誌隔月化に伴う5月以降の発行日

2019年 6月号（2019年 5月24日発行）	2019年11・12月号（2019年10月25日発行）
～以降隔月化～	2020年1・2月号（2019年12月25日発行）
2019年7・8月号（2019年 6月25日発行）	2020年3・4月号（2020年 2月25日発行）
2019年9・10月号（2019年 8月23日発行）	2020年5・6月号（2020年 4月24日発行）

●本件に関するお問い合わせ

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA） TEL 03-5821-7351

IM誌編集部 MAIL yamashita@jiima.or.jp

IM誌はホームページからでもご覧になれます。

<https://www.jiima.or.jp/im/>